

エネルギー基本計画等の策定に関する緊急要望（全国知事会）

本会は、8月7日（木）、エネルギー基本計画の策定等に当たっては、最も優先すべき安全の確保についての指摘をするとともに、審議機関の委員に地方公共団体の代表を加え、さらに、地方公共団体の意見を十分に聴取すること及び原子力の安全規制を行う組織の独立性を高めるなどの意見を最大限反映することを内容とする緊急要望を行いました。

本会を代表して、橋本昌茨城県知事（全国知事会エネルギー対策特別委員会委員長）及び佐藤栄佐久福島県知事が、経済産業大臣、内閣官房長官、自由民主党三役等の関係先に要請活動を行いました。

要望内容は、次のとおりです。

エネルギー基本計画等の策定に関する緊急要望

エネルギーは、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持発展に欠くことのできないものであり、その政策は、地方公共団体に対しても大きな影響を与えるものである。こうした中で、国においては、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画（案）を公表し、今後、パブリックコメントや総合資源エネルギー調査会基本計画部会の審議等を経て、9月下旬に閣議決定し、国会への報告が予定されているところである。

しかしながら、エネルギー政策基本法及びエネルギー基本計画（案）の基本方針のいずれにおいても、環境についての規定はあるものの、より優先すべき安全の確保について何らの規定もないのは法律等の不備と指摘せざるを得ない。これらは、地方公共団体の意見を聞くことなく物事を進めた結果であり、エネルギー政策基本法では地方公共団体の責務を規定し、エネルギー基本計画（案）においても、その役割を明記していることなどを併せ考えれば、この基本計画を審議する総合資源エネルギー調査会基本計画部会に地方公共団体の代表が入れるとともに、その策定過程において地方公共団体の意見を十分に聞く機会を設けるべきである。

昨年8月に電気事業者の不正問題等が発覚し、原子力行政に対する信頼が大きく損なわれている中で、様々な議論がなされているにもかかわらず、今回提示されたエネルギー基本計画（案）では、「住民の安全安心の観点から、原子力の安全規制の機能・体制を見直し、充実強化すること等が是非とも必要である。」という地方公共団体の切実な意見が取り上げられていないなど、電源立地地域の地方公共団体等の要請に反する内容となっている。

このため、国においては、エネルギーの安定供給を図るためには、電源立地地域を始めとする地方公共団体の理解が不可欠であることに鑑み、エネルギー基本計画の策定等に当たっては、審議機関の委員に地方公共団体の代表を加え、さらに、地方公共団体の意見を聴取するとともに、原子力の安全規制を行う組織の独立性を高めるなどの意見を最大限反映するよう強く要望する。

平成15年8月7日

全 国 知 事 会